横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第2201号から第2233号まで)

令和2年1月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

別表4の「諮問に係る文書番号」欄記載の文書番号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「土地計算・異動連絡票」ほかの一部開示決定及び非開示決定に対する 審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、別表2の「決定通知書記載の行政文書」を一部開示とした決定及び別表3の「決定通知書記載の行政文書」を非開示とした決定は、それぞれ妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表2及び別表3の「開示請求書記載の行政文書」の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が別表2及び別表3の「決定通知書記載の行政文書」(以下「本件審査請求文書」という。)のそれぞれについて、別表2及び別表3の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った一部開示決定又は非開示決定(以下「本件各処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

別表2及び別表3の「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりであるが、開示請求書の記載から、保有している文書で該当するものがあればこれを対象行政文書として特定し、対象行政文書に横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第7条第2項各号に規定する非開示とすべき情報が対象行政文書に含まれている場合には、この部分について非開示とし、情報公開条例第9条に該当する場合は、その存否を明らかにしないで非開示として決定を行った。また、該当するものがない場合には、情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示とし、情報公開条例第6条第2項の規定に基づき補正を求めたが、審査請求人である開示請求者が補正に応じない場合には、不適法な請求であり非開示として決定を行った。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、おおよそ次のように要約される。

- (1) 虚偽による処分を取り消すよう求める。
- (2) 請求通りの開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件各処分に至る経緯について

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地(以下「土地甲」という。)先に係る土地について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、土地甲は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地甲に関しては、昭和43年に国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあること、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地甲先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して 実施機関が保有する行政文書や、これ以外にも審査請求人が提出した開示請求書、 開示請求に対する開示決定等を決定した起案文書等を対象として、審査請求人は、 繰り返し多数の開示請求を行っており、本件審査請求もその一部である。

しかも、審査請求人による開示請求書の記載は、冗長で要領を得ない記載が多く、請求内容が明確なものとは到底いえないものが多く含まれており、実施機関による補正依頼に対しても審査請求人は応じていない。

(2) 本件審査請求文書の概要及びこれらに係る事務について

本件審査請求文書は、別表2及び別表3の「決定通知書記載の行政文書」欄のとおりである。実施機関は、このうち別表2記載のものについては、別表2の「非開示情報」欄記載の情報を「適用条項等」欄記載の条項に該当するとして非開示とし、別表3に記載のものについては、別表3の「適用条項等」欄記載の条項に該当するとして全部を非開示とした。なお、本件審査請求文書を文書単位に区分し、一表にまとめたものが別表1であり、別表2及び別表3の答申番号によって対照できる。また、以下において「文書○」と数字を付記しているものについては、別表1の「略称」欄記載の文書を指すものとする。

本件審査請求文書は、①「固定資産税に係る事務」、②「広聴事業に係る事務」、 ③「行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務」のいずれかに関するもので あり、その分類は、別表1の「文書に係る事務」欄に記載したとおりである。この 答申では、上記①から③までの各事務に関する審査請求文書ごとに判断を示すこと とする。

- (3) 「①固定資産税に係る事務に関する文書」について
 - ア 固定資産税に係る事務について

地方税法(昭和25年法律第226号)第403条第1項では、市町村長は、第388条第1項に基づき、総務大臣が定めて告示した固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。)によって、固定資産価格の決定を行わなければならない旨規定されている。

横浜市では、評価基準を基に横浜市固定資産評価事務取扱要領を定め、税額計算の基礎となる価格(評価額)の算出など土地・家屋の固定資産税及び都市計画税の賦課事務を行っている。

土地(補充)課税台帳兼評価調書は、登記簿に登記されている土地又は登記簿に登記されていない土地で固定資産税を課することができるものについて、賦課の基礎資料となる土地の所有者の住所、氏名又は名称、所在、地番、地目及び地積、価格等を記載した帳簿で、原則として一筆ごとに作成される。

家屋(補充)課税台帳は、登記簿に登記されている家屋又は登記簿に登記されていない家屋で固定資産税を課することができるものについて、賦課の基礎資料となる家屋の所有者の住所、氏名又は名称、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格等を記載した帳簿で、原則として一棟ごとに作成される。

土地(補充)課税台帳兼評価調書及び家屋(補充)課税台帳に記載されている 各事項は、課税明細書に記載の上、納税通知書とともに原則として毎年4月に納 税者へ送付している。

納税通知書には、納税者の土地及び家屋に係る課税明細書及び納付書兼納付済 通知書のほかに、納税者向けの案内資料を同封することにより、固定資産税及び 都市計画税についての税額計算の説明を加えている。

本市では、固定資産税を課することができる土地及び家屋について、毎年3月31日までに、土地価格等縦覧帳簿(土地の所在、地番、地目、地積及び価格を記載)及び家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格を記載)を作成し、毎年4月1日から4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、土地価格等縦覧帳簿を土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に、家屋価格等縦覧帳簿を家屋に対して課する固

定資産税の納税者の縦覧に供している(以下「縦覧制度」という。)。

イ 固定資産税に係る事務に関する審査請求文書について

固定資産税に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」 欄に「固定資産税に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。 ウ 固定資産税に係る事務に関する審査請求文書(文書101、文書103及び文書107を 除く。)を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関の説明によると、実施機関は開示請求書の記載からその内容を理解するように努め、文書番号の記載があるものや意味内容を読み取れるものについては、該当する文書を特定し、さらに一見して記載が明確なものでないものについても、過去の請求内容や日時、場所、人などで判断できるキーワードがあればこれを用いるなどして、該当する文書を特定しているとのことである。

また、(1) イのとおり、審査請求人による開示請求書の記載は、明確なもの とは到底いえないものが多く含まれている。また、実施機関による補正依頼に対 しても、審査請求人は、応じていない。

このような状況において、実施機関による対象行政文書の特定は、不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

- エ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について
- (ア) 情報公開条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができる旨規定している。
- (イ) 文書 2、文書 6、文書 7、文書 9 及び文書 10 に記録されている所有者コード、文書 2、文書 6 及び文書 9 に記録されている土地の評価情報及び課税情報(不動産登記簿で明らかになっていないもの)、文書 7 及び文書 10 に記録されている家屋の評価情報及び課税情報(不動産登記簿で明らかになっていないもの)並びに文書 8 に記録されている課税標準額及び年税額、冊番並びに納税者氏名及び納税者住所については、各文書を当審査会で見分したところ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるた

め、本号本文に該当する。

また、当該情報(縦覧制度で確認できる情報を除く。)は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(ウ) (イ)の各文書には、縦覧制度で確認できる情報も含まれているため、同号ただ し書アの該当性を以下検討する。

同号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は 公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示し ないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

この規定は、法令等の規定により何人でも閲覧することができると定められている個人に関する情報については、何人でも容易に入手できる情報であるため、非開示情報には該当しないことを定めたものである。

縦覧制度は、納税者が土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿により、 自己の資産と他者の資産との価格の比較をすることによって、自己の資産の評 価が適正であるかどうかについて確認するための制度であり、縦覧の目的が限 定されている。

また、地方税法第416条により、縦覧の期間は、毎年4月1日から4月20日 又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間であり、 また、縦覧できる者は、固定資産税の納税者と定められている。

以上のように、縦覧制度には、縦覧の目的、縦覧できる者、縦覧期間等の制限があるため、縦覧制度で確認できる情報については、法令等の規定により何人でも閲覧することができると定められている個人に関する情報には該当しないと解される。よって、縦覧制度で確認できる情報であっても本号ただし書でに該当しない。

なお、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(エ) 文書117について

文書117は、土地甲の土地価格等縦覧帳簿である。実施機関は、縦覧制度は、地方税法第416条に規定する縦覧期間中に限り同法第22条の守秘義務を解除したと解されることから、期間外は縦覧に供することができないこと、また、個人の所有する土地の評価に関する情報であり、縦覧期間の経過後に縦覧帳簿を開示することは、個人の権利利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第1号及び第2号に基づき非開示と判断したとのことである。

当審査会で土地価格等縦覧帳簿を見分したところ、当該帳簿には、個人の所有する土地の評価に関する情報が記載されていることが確認された。これらは、登記簿と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。

したがって、対象行政文書は情報公開条例第7条第2項第2号に該当する。 また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- オ 文書101、文書103及び文書107について、文書を特定できないとして非開示としたことの妥当性について
 - (ア) 情報公開条例第6条第2項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの・・・に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

また、情報公開条例第6条第1項第2号では、開示請求をしようとする者は、 開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに 足りる事項」を記載しなければならない旨規定している。

(イ) 情報公開条例第6条第1項第2号で規定する「行政文書を特定するに足りる 事項」とは、実施機関が開示請求に係る行政文書を合理的な方法で特定できる 程度に具体的な記載をいい、開示請求書の記載が抽象的であって、多種多様な 行政文書が大量に含まれることとなり、その全てを請求しているとは考えられ ない場合、また、およそ行政文書に記録された情報の内容に着目しないで請求 された場合などは、行政文書が特定されているとはいえないと解される。

さらに、「著しく大量であって、当該請求人においてその全てを閲覧することはできないと考えられる請求」等については、形式的には開示請求の形式が整えられているように見えるが実質的には「実施機関が開示請求に係る行政文書を合理的な方法で特定できる程度に具体的な記載」がなされている開示請求とはいえないと解される。

(ウ) 情報公開条例第6条第2項に規定する「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合、記載内容の意味が不明な場合又は記載が不鮮明な場合のほか、同条第1項第2号に規定する「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であるため開示請求に係

る行政文書が特定できない場合を含むと解される。

(エ) 文書101について

実施機関は、文書101に係る非開示決定を行うに当たって、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、情報公開条例第6条第2項の規定に基づき、平成29年4月28日、同年5月11日及び同月19日に、開示請求書の補正を依頼したが、審査請求人はいずれの補正依頼にも応じなかったため、対象行政文書を特定することができず、非開示決定を行ったと説明している。

開示請求書記載の行政文書は「土地計算異動連絡票」であるが、どの土地のいつの時点のものかといった記載がない。

実施機関の説明によれば、仮に審査請求人の住所の区の宅地に限ったとして も7万件以上存在するとのことであり、そうであれば、著しく大量の文書であって、審査請求人においてその全てを閲覧することはできないと考えられる。

したがって、本件の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 欄の記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲が具体的に特定されていると はいえないため、本件の開示請求書に情報公開条例第6条第1項第2号にいう 開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということは できず、実施機関の説明は是認できる。

(オ) 文書103について

実施機関は、文書103に係る非開示決定を行うに当たって、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、情報公開条例第6条第2項の規定に基づき、平成29年10月5日及び同月17日に、開示請求書の補正を依頼したが、審査請求人はいずれの補正依頼にも応じなかったため、対象行政文書を特定することができず、非開示決定を行ったと説明している。

開示請求書記載の行政文書は「当該土地の基準年度の価格又は比準価格 (・・・)を登録した台帳の写し」であり、固定資産の課税台帳についての開 示請求であることは読み取れるが、どの土地のいつの時点のものかといった記 載がない。

実施機関の説明によれば、仮に審査請求人の住所の区の宅地に限ったとして も7万件以上存在するとのことであり、そうであれば、著しく大量の文書であって、審査請求人においてその全てを閲覧することはできないと考えられる。 したがって、本件の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 欄の記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲が具体的に特定されていると はいえないため、本件の開示請求書に情報公開条例第6条第1項第2号にいう 開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということは できず、実施機関の説明は是認できる。

(カ) 文書107について

実施機関は、文書107に係る非開示決定を行うに当たって、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、情報公開条例第6条第2項の規定に基づき、平成29年10月23日及び同年11月9日に、開示請求書の補正を依頼したが、審査請求人はいずれの補正依頼にも応じなかったため、対象行政文書を特定することができず、非開示決定を行ったと説明している。

開示請求書記載の行政文書は「地方税法第381条7号の詳細」、「過払い金の返金額」であるが、そもそも地方税法第381条に第7号の規定は存在しない上、「詳細」とは何を指すのか、また、「過払い金の返金額」については、どこの場所についての何の過払い金を指すのか不明である。これでは、補正依頼に応じない以上対象行政文書の特定は不可能であるといえる。

したがって、本件の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 欄の記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはで きないため、本件の開示請求書に情報公開条例第6条第1項第2号にいう開示 請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということはでき ず、実施機関の説明は是認できる。

カ 文書102の不存在について

文書102は、地方税法第381条第7項に係る土地甲の公図である。同項は、土地 又は家屋の現状と登記簿の登記とが相違する場合に、市町村長が、登記所に対し、 登記の修正の措置をとるように申し出る場合の規定であるが、土地甲に関し、実 施機関が同項に係る措置を申し出た事実はないため、実施機関は、対象行政文書 は不存在と判断したとのことである。

改めて実施機関に確認したところ、同項に係る措置を申し出た事実はないとの ことである。

対象行政文書が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、

文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

キ 文書112の不存在について

文書112は、「縦覧帳簿を閲覧や縦覧させなくてもよい」とされている文書である。実施機関は、地方税法や横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号) に縦覧帳簿を閲覧や縦覧させなくてもよいと規定しているものはなく、対象行政 文書は不存在と判断したとのことである。

地方税法や横浜市市税条例を確認したところ、縦覧帳簿を閲覧や縦覧させなく てもよいとされている規定は見当たらず、その他、文書の存在を推認させるよう な事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ク 文書113及び文書114の不存在について

文書113及び文書114は、平成18年度以前の土地(補充)課税台帳兼評価調書及び平成15基準年度以前の家屋(補充)課税台帳である。実施機関は、横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)第10条第4項に基づく行政文書分類表(課等別)に定められている保存期間(10年)を過ぎており、廃棄済みのため対象行政文書は不存在と判断したとのことである。

行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常の対応 であるため、対象行政文書が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえ ず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ケ 文書115及び文書118の不存在について

文書115及び文書118は、土地甲の家屋補充課税台帳及び土地補充課税台帳である。実施機関は、家屋補充課税台帳及び土地補充課税台帳を確認したが、当該地番の家屋及び土地については登録されていないため、対象行政文書は不存在と判断したとのことである。

家屋補充課税台帳及び土地補充課税台帳は、登記簿に登記されていない家屋及び土地で固定資産税を課することができるものについて、賦課の基礎資料となる家屋及び土地の所有者の住所、氏名又は名称、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、地番、地目、地積、価格等を記載した帳簿である。

実施機関に確認したところ、土地甲及び土地甲上の家屋は登記簿に登記されて

おり、土地甲において、登記簿に登記されていない家屋及び土地で固定資産税を 課することができるものが存在しないとのことである。

対象行政文書が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、 文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

コ 文書116の不存在について

文書116は、土地甲について適正に課税されていないことが分かる文書である。 実施機関は、土地甲に関しては、土地課税台帳兼評価調書が存在し、適正に課税 されており、適正に課税されていないことが分かる文書は存在しないと判断した とのことである。

対象行政文書が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、 文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

- サ 文書110及び文書111の存否応答拒否について
 - (ア) 情報公開条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、 実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
 - (イ) 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものである。そのため、請求内容から推し量られる情報が情報公開条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

したがって、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の 事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非 開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特 定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で 公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件 を備えていることが必要であると解される。

(ウ) 文書110について

文書110に係る非開示決定は、実施機関が、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、情報公開条例第9条に基づき、開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、文書110に係る非開示決定が (イ)①及び②の二つの要件を備えている かについて以下検討する。

a まず、①の要件について検討する。

本件請求では、審査請求人が旭区長に宛てた送付文書に対する審査請求人への回答書に関する文書の開示を求めている。

一部開示又は非開示(不存在を理由にするものを除く。)の処分をした場合、特定個人が旭区長に宛てた送付文書及び当該送付文書に対する回答文が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示とすれば、特定個人が旭区長に宛てた送付文書及び回答文が存在しないことを答えることになる。その結果、特定個人に係る旭区長に宛てた送付文書及び当該送付文書に対する回答文の有無が明らかになり、名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になる。

したがって、上記①の要件に該当する。

b 次に、②の要件について検討する。

特定個人が旭区長に宛てた送付文書及び当該送付文書に対する回答文の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、上記②の要件に該当する。

c 以上により、文書110に係る非開示決定は、存否応答拒否の要件を充足する というべきである。

(エ) 文書111について

文書111に係る非開示決定は、実施機関が、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、情報公

開条例第9条に基づき、開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで非開示 決定をしたものである。

そこで、文書111に係る非開示決定が (4)①及び②の二つの要件を備えている かについて以下検討する。

a まず、①の要件について検討する。

本件請求では、特定個人が証明書の交付を求めた事実があること及び自己 の資産の価格が適正・公正であるか否かの確認を求めた事実があることを前 提として、証明書の交付に係る対応が制度に則しているか否かが分かる文書 の開示を求めている。

一部開示又は非開示(不存在を理由にするものを除く。)の処分をした場合、特定個人が証明書の交付を求めた事実があること及び自己の資産の価格が適正・公正であるか否かの確認を求めた事実があることが明らかとなり、また、不存在による非開示とすれば、上記事実が存在しないことを答えることになる。その結果、特定個人に係る上記事実の有無が明らかになり、名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になる。

したがって、上記①の要件に該当する。

b 次に、②の要件について検討する。

特定個人が証明書の交付を求めた事実があること及び自己の資産の価格が 適正・公正であるか否かの確認を求めた事実の有無は、個人に関する情報で あって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開 条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれ にも該当しない。

したがって、上記②の要件に該当する。

- c 以上により、文書111に係る非開示決定は、存否応答拒否の要件を充足する というべきである。
- (4) 「②広聴事業に係る事務に関する文書」について
 - ア 広聴事業に係る事務について

横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、 苦情等の情報(以下「市民の意見等」という。)を、広聴データベースシステム により管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映によ り、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を 行っている。なお、当該事業の取扱いについては、平成29年当時の「市民の声」 事業の実施に関する取扱要綱(平成20年3月21日市広聴第3940号)において規定 されている。

イ 広聴事業に係る事務に関する審査請求文書について

広聴事業に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「広聴事業に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 広聴事業に係る事務に関する審査請求文書(文書109を除く。)を対象行政文書 と特定したことの妥当性について

実施機関における対象行政文書の特定については、(3) ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1は、平成29年3月30日付で市民の意見等として旭区長宛てに寄せられた 投書(以下「平成29年3月30日付投稿文」という。)に対する回答文を作成する際の決裁文書であり、文書11は当該回答文である。

実施機関は、文書1に記録されている個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであること、また、平成29年3月30日付投稿文は、投稿の趣旨や経緯が記載されていることから、投稿者の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当すると説明している。

また、文書11に記録されている個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当すると説明している。

当審査会が文書1を見分したところ、投稿者の氏名及び住所が記載されている ほか、平成29年3月30日付投稿文には、複数の旭区役所職員の言動に対する謝罪 要求や責任追及といった内容が具体的に記載されていることが認められ、また、 文書11を見分したところ、投稿者の氏名が記載されていることが認められた。

投稿者の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する ことができるものであるから、本号本文に該当する。

その余の情報である投稿文の内容は、投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する主張や見解の記載であることが認められた。これらの情報は、特定の個人を識別することはできなくても、公にすることにより、なお個人

の権利利益を害するおそれがあることから本号本文に該当する。

また、文書1及び文書11に記録されている情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 文書109について、文書を特定できないとして非開示としたことの妥当性について

実施機関は、文書109に係る非開示決定を行うに当たって、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、情報公開条例第6条第2項の規定に基づき、平成29年11月20日及び同年12月6日に、開示請求書の補正を依頼したが、審査請求人はいずれの補正依頼にも応じなかったため、対象行政文書を特定することができず、非開示決定を行ったと説明している。

開示請求書記載の行政文書は「8月16日午後2時18分に持参し手交した回付文書」であるが、実施機関の説明によれば、同日に何らかの文書をやりとりした事実はなく、回付文書が何の文書かも不明であるとのことである。そうであれば、補正依頼に応じない以上対象行政文書の特定は不可能であるといえる。

したがって、本件の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 欄の記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはでき ないため、本件の開示請求書に情報公開条例第6条第1項第2号にいう開示請求 に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということはできず、実 施機関の説明は是認できる。

- (5) 「③行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する文書」について ア 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務について
 - 横浜市では、情報公開条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)を制定し、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めている。

実施機関は、請求のあった行政文書及び保有個人情報について、原則として請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、開示請求に係る行政文書及び保有個人情報は、原則として開示するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情

報など、情報公開条例第7条第2項各号及び個人情報保護条例第22条各号に掲げる情報については、開示しないことができる。

イ 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書につい て

行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「開示請求に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書(文書 106を除く。)を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関における対象行政文書の特定については、(3) ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

- エ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について
- (ア) 文書 3 は、土地甲における土地計算・異動連絡票の開示請求に対する一部開 示決定通知書及び起案文書である。

文書3を当審査会で見分したところ、個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、所有者コード、土地の評価情報及び課税情報(不動産登記簿で明らかになっていないもの)は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため、いずれも本号本文に該当する。

また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) 文書 4 は、旭土木事務所から旭区総務課に送付された開示等決定通知書、送付文及び簡易書留の受領証である。

文書4を当審査会で見分したところ、個人の氏名、住所、地番及び簡易書留 郵送に係る問合せ番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する ことができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する ことができることとなるものであるため、いずれも本号本文に該当する。

また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。 オ 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

(ア) 情報公開条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事

業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる旨規定している。

- (イ) 文書 5 は、旭土木事務所の職員から旭区総務課の職員に送付されたメールである。
- (ウ) 実施機関の説明によると、職員の個人電子メールアドレスは、日常の事務に おいて市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用さ れており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メー ルアドレスを用いる本来の業務に支障を来たすなどの弊害を生じるおそれがあ るとのことである。

また、添付文書を閲覧するためのパスワードは、添付文書を送受信すべき特定の者のみが当該添付文書に係る情報を取り扱うべく設定されたものであり、公になると、添付文書が当事者以外の者に渡ってしまった時に、当該添付文書に係る情報が当事者以外の者に漏えいしてしまうおそれがあり、さらに、パスワードを知り得たことが、当事者以外の者による添付文書へのアクセスを誘引する一因にもなるおそれがあると説明している。

(エ) 文書5を当審査会で見分したところ、以下のように判断される。

職員の個人電子メールアドレスは、公になった場合には、いたずらや偽計等に使用されることなどにより、当該メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を来たすなどの弊害が生じるおそれがある。

また、電子メールにおける添付文書のパスワードは、当該添付文書を送受信 すべき特定の当事者のみが当該添付文書に係る情報を取り扱うべく設定された ものであるから、公になった場合には、当該添付文書に係る情報について、当 該当事者以外の者への漏えい及び当該当事者以外の者からのアクセスを誘発す るなど、パスワードを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を来たすなどの弊 害が生じるおそれがある。

そのため、職員の個人電子メールアドレス及び電子メールにおける添付文書 のパスワードは、いずれも本号に該当する。

カ 文書106について、文書を特定できないとして非開示としたことの妥当性について

実施機関は、文書106に係る非開示決定を行うに当たって、開示請求書に記載さ

れた内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、情報公開条例第6条第2項の規定に基づき、平成29年10月23日及び同年11月8日に、開示請求書の補正を依頼したが、審査請求人はいずれの補正依頼にも応じなかったため、対象行政文書を特定することができず、非開示決定を行ったと説明している。

開示請求書記載の行政文書は「旭総第1289号関連」、「相違文書を送信させ個人情報の漏洩があった」であるが、実施機関の説明によれば、「相違文書」の送信や「個人情報の漏洩」の事実がないとのことであり、そうであれば、「相違文書」や「個人情報の漏洩」が何を示すのかも不明であるため、補正依頼に応じない以上対象行政文書の特定は不可能であるといえる。

したがって、本件の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 欄の記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはでき ないため、本件の開示請求書に情報公開条例第6条第1項第2号にいう開示請求 に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということはできず、実 施機関の説明は是認できる。

キ 文書104、文書105及び文書108の不存在について

文書104、文書105及び文書108は、平成28年11月29日に旭土木事務所から旭区総務課に送付された開示等決定通知書等について、開示決定通知書の原本又は旭土木事務所が所管する文書、旭区総務課が意思決定するために作成した起案文書及び旭土木事務所から旭区総務課へ送付する理由が記載された文書である。

(ア) 文書104について

実施機関の説明によると、旭土木事務所から旭区総務課に送付された開示等 決定通知書は写しであり、旭区総務課では開示等決定通知書の原本を取得して いないため、当該文書は作成しておらず保有していないことから非開示と判断 したとのことである。

旭土木事務所が作成した行政文書を旭区総務課が所有していないとする説明 は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められ ない。

(イ) 文書105について

実施機関の説明によると、既に旭土木事務所で起案及び決裁が済んでいる文書の写しを開示請求者に手渡したものであり、旭区総務課においてあらためて起案及び決裁を行うことはしていないため、当該文書は作成しておらず保有し

ていないことから非開示と判断したとのことである。

上記実施機関の説明は首肯でき、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

(ウ) 文書108について

実施機関の説明によると、開示等決定通知書の写しの入手の希望を審査請求 人から口頭で受けた後は、特に記録することなく対応を行ったため、旭土木事 務所から旭区総務課へ送付する理由を記載した文書は作成しておらず保有して いないことから非開示と判断したとのことである。

旭土木事務所が作成し所有している行政文書について、審査請求人から旭区 総務課に交付を依頼され、旭区総務課が旭土木事務所から取り寄せたとしても、 旭区総務課へ送付する理由を記載した文書を作成する義務も必要性もないため、 対象行政文書が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、 文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

(6) その他

- ア 審査請求人は、実施機関が偽造文書により、開示を実施している旨主張している。その意味するところは明確ではないが、そもそも偽造した事実は確認できなかったし、仮に情報公開条例に基づき開示、非開示等を判断し、その結果非開示とした部分について、黒く塗抹して開示の対応を行うことを偽造というのであれば、その主張は全く採用することはできない。また、開示された文書の内容が審査請求人の主張に整合していないとしても、そのことによって審査請求人の主張に整合する他の文書を実施機関が隠ぺいしていることになるものではないし、そもそも当審査会は、審査請求人の土地所有権の有無や個別の文書に記載された内容の真偽について判断する権能を有する機関ではない。
- イ 審査請求人は、同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず何度も繰り返して同様の開示請求等を行い、また、同一の行政文書について開示決定等の期限が到来する前や開示予定日よりも前に新たな開示請求等を行う、現に審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について特段の事情の変化が生じていないにも関わらず新たな開示請求を行うなど、開示請求権の行使に当たり不適切な行為を繰り返し行っている。このような行為は、実施機関の本来

の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと考えられる。情報公開制度 は、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うもの ではないが、制度本来の趣旨に照らして社会的な相当性を欠くような請求を行っ てはならないことからすれば、審査請求人による前述の行為については、適切な 権利行使であるとは到底いえない。

ウ 実施機関においては、上記趣旨を踏まえ、情報公開条例の適正な運用を求めるも のである。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が行った別表2及び別表3に記載している本件各処分は、 妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 髙橋良、委員 稲垣景子

別表1

答申 番号	文書に係る事務	審査請求文書	略称	文書の概要	決定 内容	対象 別表
2201	固定資産税に係る事務	土地計算·異動連絡票	文書101	01 土地計算・異動連絡票		別表3
2202	広聴事業に係る事務	区民からの投書について(平成29年4月10日総務課長 決裁)	文書1	平成29年3月30日付の区民からの投書への対応についての決裁 文書		別表2
2203	固定資産税に係る事務	土地計算·異動連絡票(旭区白根甲地)	文書2	土地計算•異動連絡票(旭区白根甲地)	一部開示	別表2
2204		行政文書の開示決定等の通知について(平成29年8月 3日旭税第238号)(平成29年7月24日付開示請求書の 決定通知書についての原議一式)	文書3	平成29年7月24日に提出された開示請求に対し行った一部開示 決定に関する原義一式(平成29年8月3日旭税第238号)	一部開示	別表2
2205	固定資産税に係る事務	地方税法第381条7号にて請求者の土地の復元と現況 前の土地白根甲地の公図写しの開示	文書102	旭区白根甲地の公図写し	非開示	別表3
2206	固定資産税に係る事務	土地(補充)課税台帳兼評価調書	文書103	地方税法第381条で定める固定資産税課税台帳(本市における 名称は「土地(補充)課税台帳兼評価調書」)	非開示	別表3
2207	開示請求に係る事務	市民局市民情報室長から平成28年11月8日付で指摘されている未開示文書の開示について、請求人に文書を開示するべき決定通知書を「平成28年11月30日旭区役所総務課所属Aへ送付している。個人情報の漏洩である上に、未開示になっている。「該当文書の開示。」「旭区役所B区長に限る」	文書104	平成28年11月29日に旭土木事務所から旭区総務課へ送付された開示等決定通知書の原本又は旭土木事務所が所管する文書(旭土第2566号から2583号まで、旭土第1896号、第2237号、第2544号、第3116号)	非開示	別表3
2208	開示請求に係る事務	旭区役所B区長所属Aは、本来は、旭土木事務所長所属Hは、請求者に送付するべき開示決定通知書を「平成28年11月30日旭区役所総務課所属Aへ送付し受付けさせている。処理をするにあたり「起案し決裁した裁決文書の開示請求」	文書105	旭土木事務所から旭区総務課に送付された開示等決定通知書 等について、旭区総務課が意思決定をするために作成した起案 文書	非開示	別表3

2209	開示請求に係る事務	・個人情報開示決定通知書及び個人情報非開示決定通知書等の送付文の写し(平成28年11月15日 旭土第2989号) ・個人情報開示決定通知書及び個人情報非開示決定通知書の写し(旭土第2566~2583号) ・開示決定通知書、一部開示決定通知書及び非開示決定通知書の写し(旭土第1896号、旭土第2237号、旭土第2544号、旭土第3116号) ・書留・特定記録郵便物等受領証の写し(平成28年11月15日旭土木事務所発送分)	文書4	旭土木事務所から旭区総務課に送付された開示等決定通知書、 送付文及び簡易書留の受領証	一部開示	別表2
2210	開示請求に係る事務	旭総第1289号関連 ①相違文書を送信させ個人情報の漏洩があった。①項 の送信文書着信履歴の開示	文書106	平成28年11月29日に旭土木事務所から旭区総務課へ送付され た事案に関連する文書	非開示	別表3
2211	固定資産税に係る事務	①地方税法第381条第7号②地方税法第388条第1項の実施に基づいたのなら、平成10年7月31日付文書のとおりに課税を求めると共に、イ、過払い金の返金額の開示	文書107	旭区白根三丁目特定番地の土地評価情報及び課税額に関する資料	非開示	別表3
2212	開示請求に係る事務	B旭区長「旭総第1289.1405.1540号関連 既に平成28年11月29日に個人情報を送信させているにも関わらず、補正などと惚け、開示行為を遅延させている。①平成29年11月14日送信枚数については、42枚との伝言が他所属課から有ったが。枚数に不符号がある。③個人情報文書を送付させた理由。④個人情報文書を再送付させるにあたり、「起案し決裁した裁決文書の写しの開示」。	文書108	旭土木事務所から旭区総務課に送付された開示等決定通知書 等について、旭土木事務所から旭区総務課へ送付する理由が記 載された文書	非開示	別表3
2212	開示請求に係る事務	B旭区長「旭総第1289.1405.1540号関連 既に平成28年11月29日に個人情報を送信させているにも関わらず、補正などと惚け、開示行為を遅延させている。①平成29年11月14日送信枚数については、42枚との伝言が他所属課から有ったが。枚数に不符号がある。③個人情報文書を送付させた理由。④個人情報文書を再送付させるにあたり、「起案し決裁した裁決文書の写しの開示」。	文書105	旭土木事務所から旭区総務課に送付された開示等決定通知書 等について、旭区総務課が意思決定をするために作成した起案 文書	非開示	別表3

2213	開示請求に係る事務	電子メール「【送付】決定通知書の送付(1/2)」「【送付】 決定通知書の送付(2/2)」	文書5	旭土木事務所から旭区総務課に送付された開示等決定通知書 等に関して、その写しを旭土木事務所から取り寄せるために受信 したメール	一部開示	別表2
2214	開示請求に係る事務	・個人情報開示決定通知書及び個人情報非開示決定通知書等の送付文の写し(平成28年11月15日 旭土第2989号) ・個人情報開示決定通知書及び個人情報非開示決定通知書の写し(旭土第2566~2583号) ・開示決定通知書、一部開示決定通知書及び非開示決定通知書の写し(旭土第1896号、旭土第2237号、旭土第2544号、旭土3116号) ・書留・特定記録郵便物等受領証の写し(平成28年11月15日旭土木事務所発送分)	文書4	旭土木事務所から旭区総務課に送付された開示等決定通知書、 送付文及び簡易書留の受領証	一部開示	別表2
2215	広聴事業に係る事務	平成29年3月30日付で市民から旭区長宛に寄せられた 投書に対する回答文(29年4月10日付)の写し	文書11	平成29年3月30日付で市民の意見等として旭区長宛に寄せられた投書について、所管課である区政推進課に回付し、その旨を投稿者に回答するために作成した文書	一部開示	別表2
2216	広聴事業に係る事務	区民からの投書について(平成29年4月10日総務課長 決裁)	文書1	平成29年3月30日付の区民からの投書への対応についての決裁 文書	一部開示	別表2
2217	広聴事業に係る事務	B旭区長「旭総第1156号(ウ)の回答文の発想に合わせて同日中に行っています。)と回答は虚言だが、反論され8月16日午後2時18分に持参し手交した回付文書の開示。	文書109	弁明書(平成29年9月22日旭総第1156号)に関連する回付文書	非開示	別表3
2218	固定資産税に係る事務	B区長は、納税義務者、借地借家人等の求めに応じ、 固定資産課税台帳のうちこれらの者に関する部分をそ の閲覧に供しなければならない(同法382条の2)。とある にも関わらず、所属が閲覧をさせなかったことを、請求 者に文書にて指摘されている。其の文書を裁決した事 が判る裁決文書の開示。	文書110	旭区長にあてた文書に対する請求者への回答書に関する文書	非開示	別表3
2219	固定資産税に係る事務	(1)土地(補充)課税台帳兼評価調書(平成19年度から 平成29年度)(旭区白根乙地)	文書9	旭区白根乙地の土地課税台帳(課税年度が平成19年度から平成 29年度までのもの)(本市における名称は「土地(補充)課税台帳 兼評価調書」)	一部開示	別表2

2219	固定資産税に係る事務	(2)家屋(補充)課税台帳(平成18年度から平成29年度)(旭区白根乙地)	文書10	旭区白根乙地の家屋課税台帳(課税年度が平成18年度から平成 29年度までのもの)(本市における名称は「家屋(補充)課税台 帳」)	一部開	別表2
2220	固定資産税に係る事務	(1)平成29年度土地(補充)課税台帳兼評価調書(旭区白根甲地)	文書6	旭区白根甲地の土地課税台帳(課税年度が平成29年度のもの) (本市における名称は「土地(補充)課税台帳兼評価調書」)	一部開	別表2
2220	固定資産税に係る事務	(2)平成27基準年度家屋(補充)課税台帳(旭区白根甲地)	文書7	旭区白根甲地の家屋課税台帳(課税年度が平成27基準年度のもの)(本市における名称は「家屋(補充)課税台帳」)	一部開	別表2
2221	固定資産税に係る事務	平成29年度土地(補充)課税台帳兼評価調書(旭区白根甲地)	文書6	旭区白根甲地の土地課税台帳(課税年度が平成29年度のもの) (本市における名称は「土地(補充)課税台帳兼評価調書」)	一部開	別表2
2222	固定資産税に係る事務	平成29年度土地(補充)課税台帳兼評価調書(旭区白根甲地)	文書6	旭区白根甲地の土地課税台帳(課税年度が平成29年度のもの) (本市における名称は「土地(補充)課税台帳兼評価調書」)	一部開示	別表2
2223	固定資産税に係る事務	平成29年度土地(補充)課税台帳兼評価調書(旭区白根甲地)	文書6	旭区白根甲地の土地課税台帳(課税年度が平成29年度のもの) (本市における名称は「土地(補充)課税台帳兼評価調書」)	一部開	別表2
2224	固定資産税に係る事務	平成29年度土地(補充)課税台帳兼評価調書(旭区白根甲地)	文書6	旭区白根甲地の土地課税台帳(課税年度が平成29年度のもの) (本市における名称は「土地(補充)課税台帳兼評価調書」)	一部開	別表2
2225	固定資産税に係る事務	②平成29年度固定資産税·都市計画税(土地·家屋)賦課決定決裁簿	文書8	平成29年度の、「固定資産税・都市計画税(土地・家屋)賦課決定 決裁簿」	一部開示	別表2
2226	固定資産税に係る事務	平成27基準年度家屋(補充)課税台帳(旭区白根甲地)	文書7	旭区白根甲地の家屋課税台帳(課税年度が平成27基準年度のもの)(本市における名称は「家屋(補充)課税台帳」)	一部開	別表2

2227	固定資産税に係る事務	B区長は、納税義務者、借地借家人等から請求があつたときは、これらの者に係る固定資産課税台帳に記載されている事項について証明書を交付しなければならない(同法382条の3)とあるにも関わらず、納税者が台帳に登録された自己の土地・家屋の価格(固定資産税評価額)と同一市町村内の他の土地・家屋の価格を比較し、自己の価格が適正・公平であるか否かを請求者に確認させなかったことから証明書の発行が滞っているが、①所属の行為が制度に則しているか。②或は反しているのかが判る双方の文書の開示。		特定個人が証明書の交付を求めた事実があること及び評価額が 適正・公正であるか否かの確認を求めた事実があることを前提とし て、当該対応が制度に則しているか否かが分かる文書	非開示	別表3
2228	固定資産税に係る事務	B区長、所属は、土地又は家屋の納税者であれば、それぞれ同一市町村内の土地又は家屋の台帳をすべて閲覧することができることとした縦覧制度が有り、納税者が必要とする情報は納税義務者本人に対する開示であり、守秘義務違反に当たらないとして従来から運用上行われていたものであるが、これを法令上明確に位置付けたものであり、閲覧請求等を行える者は、納税義務者、・・・死亡した納税義務者の相続人から委任された者である。納税義務者本人に使用収益権の対象となる土地に係る部分の閲覧や固定資産税額の証明が行えるとある。貴所の閲覧や縦覧をさせなくてよいとなっている文書の開示。	文書112	縦覧帳簿を閲覧や縦覧させなくてもよいとなっている文書	非開示	別表3
2229	固定資産税に係る事務	(1)土地(補充)課税台帳兼評価調書(平成18年度以前)(旭区白根乙地)	文書113	旭区白根乙地の土地(補充)課税台帳兼評価調書(平成18年度 以前のもの)	非開示	別表3
2229	固定資産税に係る事務	(2)家屋(補充)課税台帳(平成15基準年度以前)(旭区白根乙地)	文書114	旭区白根乙地の家屋(補充)課税台帳(平成15基準年度以前のもの)	非開示	別表3
2230	固定資産税に係る事務	家屋補充課税台帳(旭区白根甲地)	文書115	旭区白根甲地の家屋補充課税台帳	非開示	別表3

2231	固定資産税に係る事務	「B旭区長は、固定資産税は、台帳課税主義(地方税法第381条7項)を原則として課税することとされているが、登記簿の登記事項と現況に違い(土地滅失の原因は横浜市が搾取した)があることを所有者に指摘され、現地を確認し登記事項と現況に違いがあることを承知していながら、賦課期日(1月1日)現在において、実在しない土地についても賦課し、事実上存在しないものであれば課税出来ませんと規則がある。①白根甲地について適正課税されている文書の開示。及び②適正課税されていない文書の開示。」のうち、「①白根甲地について適正課税されている文書の開示。」」を除く部分		旭区白根甲地の土地について適正に課税されていないことが分かる文書	非開示	別表3
2232	固定資産税に係る事務	①土地価格等縦覧帳簿(旭区白根甲地)	文書117	旭区白根甲地の土地価格等縦覧帳簿	非開示	別表3
2233	固定資産税に係る事務	土地補充課税台帳(旭区白根甲地)	文書118	旭区白根甲地の土地補充課税台帳	非開示	別表3

別表2 一部開示決定をした案件

請求	答申		油台泽加口	決定内容	⇒%r ∃∃ □	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
No.	番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	適用条項等	諮問日	非開示情報	実施機関の主な説明要旨
		平成29年3月30日付B殿あて文書について返書するに当り起案立案し経伺した一式の原ギ写し	29. 4. 24	一部開示		区民からの投書について(平成 29年4月10日総務課長決裁)	平成29年4月24日にかかる処分を取り消し、審査請求人の請求通り取り運んだ上で、 B区長の回答書等一式の写しを開示するよう 求める。
1	2202			情報公開条例第7 条第2項第2号	29. 7. 4	ア 区民からの投書全文 イ 回答文案の宛先となる個 人の氏名	アについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであり(投稿者の住所及び氏名)、また、投書の趣旨や経緯等が記載されており、投稿者の権利利益を害するおそれがある(投書本文)。 イについては、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものである。 以上から、条例第7条第2項第2号に該当するため非開示とした。なお、同号ただし書には該当しない。
		旭区長 貴所属は白根甲地私有地が搾取されている現況事実を課長、係長は4度確認後、還付税額を算出して頂いたが、3年後に是正見直しをするとの		一部開示		土地計算・異動連絡票(旭区 白根甲地)	平成29年8月3日にかかる処分を取り消 し、審査請求人の請求に基づいた適正な課税 に配するようB区長の回答書等一式の写しを 開示するよう求める。
2	2203	言質を信じ不問にした。3年後、D係 長に経緯を引き継いでいると確認の 上、平成29年度固定資産税納付書と現 況写真等の資料をもって税務課へ出向 き、税務課に有る公図は直線だから、 持参の資料を見る限り曲がっている事 実は判りますが還付は出来ないとのこ と。3年間はなんだったのか。C係 長、E、Gに請求し机上で確認した通	29. 8. 3	情報公開条例第7 条第2項第2号	29. 9. 20	土地の評価情報及び課税情報 (不動産登記簿で明らかになっていないもの)	対象行政文書のうち、土地の評価情報及び課税情報(不動産登記簿で明らかになっていないもの)については、個人の土地の評価に関するものであり、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした。非開示とした情報のうち、所有者コードについては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する可能性があるため、非開

	り『土地計算・異動連絡票の閲覧』。閲 覧後必要により写し希望。					示とした。 なお、いずれも同号ただし書には該当しな い。
	B旭区長(税務課長) 貴所属は、情報公開条例第10条、開示請求に係る行		一部開示		行政文書の開示決定等の通知 について(平成29年8月3日 旭税第238号)(平成29年7 月24日付開示請求書の決定通 知書についての原議一式)	本人が本人の土地について個人情報本人開示請求書及び開示請求書の両方を提出しているし、既に旭区役所税務課で税を過剰に徴収していると、税額を算出し是正を確約している案件の開示請求であり、個人の権利利益を害するおそれがある。などとした一部開示決定処分を取り消した上で、平成29年8月21日付で求めた通りの写しを開示されることが妥当であると考える。
3 2204	政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。と規程されているにも関わらず、平成29年7月24日付開示請求書が未処分になっていたが、同年8月17日に8月25日午後2時開示と決定したにも関わらず、決定通知書の送付が無い。請求文書を開示するにあたり、起案立案し経伺回議稟議し決裁した決裁文書原議一式の写しの開示。	29. 8. 28	情報公開条例第7条第2項第2号	29. 9. 28	個人の氏名、住所、郵便番 号、電話番号、土地の評価情 報及び課税情報(不動産登記 簿で明らかになっていないも の)	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、郵 便番号及び電話番号については、個人に関す る情報であって、開示することにより特定の 個人を識別することができるものであること から、条例第7条第2項第2号本文に該当す るため、非開示とした。 土地の評価情報及び課税情報(不動産登記簿 で明らかになっていないもの)については、 個人の土地の評価に関する情報であり、開示 することにより、個人の権利利益を害するお それがあるため、同号本文に該当するため、 非開示とした情報のうち、所有者コードにつ いては、他の情報と照合することにより、特 定の個人を識別する可能性があるため同号本 文に該当し、非開示とした。 なお、いずれも同号ただし書には該当しな い。

4	2209	旭総第 1289 号関連、B旭区長所属A は、F旭土木事務所長所属Hが請求者 に送付するべき開示決定通知書を、平 成 28 年 11 月 29 日に送付させた。請求 者には相違文書を手渡した。所属所に 対し「起案し決裁した裁決文書の開示	29. 11. 16	一部開示	29. 12. 18	・個人情報開示決定通知書及び個人情報非開示決定通知書等の送付文の写し(平成28年11月15日 旭土第2989号)・個人情報開示決定通知書及び個人情報非開示決定通知書の写し(旭土第2566~2583号)・開示決定通知書、一部開示決定通知書及び非開示決定通知書及び非開示決定通知書の写し(旭土第1896号、旭土第2237号、旭土第2544号、旭土第3116号)・書留・特定記録郵便物等受領証の写し(平成28年11月15日旭土本事務所発送分)	旭総第1476号(平成29年11月16日付)に かかる一部開示決定の処分の取り消しを求め ると共に、個人情報の漏洩により送付させた 文書に大量の不符号と、公文書偽造による隠 蔽が有るので文書全部の開示を求める。
		請求」をしたところ、起案・決裁は行っていないとの非開示決定通知書の送付が有った。①所属Hに送付させた文書の枚数の開示。②請求者に、F旭土木事務所長所属Hが送付した開示決定通知書の開示請求』		情報公開条例第7 条第2項第2号		ア 個人の氏名、住所、簡易書留郵送に係る問合せ番号イ 特定の地番	対象文書は、旭土木事務所から開示請求者に 既に送付済みとしている開示等決定通知書、 その送付文及び簡易書留で送付した際に郵便 局から交付される受領証。 アは、個人に関する情報であって、開示する ことで特定の個人が識別される(書留の問合 せ番号は、郵便局に届け先を照会するなどし て個人を識別できる可能性がある)。 イは、地番が個人情報本人開示請求の請求内 容として記載されていることを勘案すると、 開示請求者に関係する特定の土地のものと推 測できることから、開示することにより、個 人の権利利益を害するおそれがある。 よって、情報公開条例第7条第2項第2号に 該当し、同号ただし書に該当しないため、非

							開示とした。
				一部開示		電子メール「【送付】決定通知 書の送付(1/2)」「【送付】決 定通知書の送付(2/2)」	旭総第1656号(平成29年12月11日付)に かかる一部開示決定の処分の取り消しを求め ると共に、個人情報の漏洩により送付させた 文書と、送付させた公文書を棄損の上偽造作 成していたが、手交された文書に不符号が有 る。送付させた文書(A4用紙42枚)全部 の開示を求めている。
5	2213	B旭区長「旭総第1289. 1405. 1540号関連 既に平成28年11月29日に個人情報を送信させているにも関わらず、補正などと惚け、開示行為を遅延させている。①平成29年11月14日送信枚数については、42枚との伝言が他所属課から有ったが。枚数に不符号がある。①送付させた方法の開示。②送付させた文書の枚数。③個人情報文書を送付させた理由及び送付させた文書の開示。④個人情報文書を再送付させるにあたり、「起案し決裁した裁決文書の写しの開示」。	29. 12. 11	情報公開条例第7条第2項第6号	30. 1. 10	職員の個人電子メールアドレス及び電子メールの添付文書 を閲覧するためのパスワード	対象文書は、開示等決定通知書の写し等を取り寄せるために、電子メールの添付文書という形で旭土木事務所から取り寄せた際に総務課が受信した電子メールアドレスは、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来たすなどの弊害を生じるおそれがある。また、添付文書を援覧するためのパスワードは、添付文書を送受信すべき特定の者のみが当該添付文書に係る情報を取扱うべく設定されたものであり、公になると、添付文書が当事者以外の者に渡ってしまった時に、当該添付文書に係る情報が当事者以外の者に漏えいしてようおそれがある。また、パスワードを知り得たことが、当事者以外の者によるお付文書へのアクセスを誘引する一因になるおそれもある。よって、条例第7条第2項第6号に該当する

							ため非開示とした。
6	2214	同上	29. 12. 11	一部開示	30. 1. 10	・個人情報開示決定通知書及び個人情報非開示決定通知書等の送付文の写し(平成28年11月15日 旭土第2989号)・個人情報開示決定通知書及び個人情報開示決定通知書の写し(旭土第2566~2583号)・開示決定通知書、一部開示決定通知書及び非開示決定通知書及び非開示決定通知書の写し(旭土第1896号、旭土第2237号、旭土第2544号、旭土3116号)・書留・特定記録郵便物等受領証の写し(平成28年11月15日旭土木事務所発送分)	旭総第1656号(平成29年12月11日付)にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求めると共に、個人情報の漏洩により送付させた文書と、送付させた公文書を棄損の上偽造作成していたが、手交された文書に不符号が有る。送付させた文書(A4用紙42枚)全部の開示を求めている。
				情報公開条例第7 条第2項第2号		ア 個人の氏名、住所、簡易 書留郵送に係る問合せ番号 イ 特定の地番	対象文書は、旭土木事務所から開示請求者に 既に送付済みとしている開示等決定通知書、 その送付文及び簡易書留で送付した際に郵便 局から交付される受領証。 アは、個人に関する情報であって、開示する ことで特定の個人が識別される(書留の問合 せ番号は、郵便局に届け先を照会するなどし て個人を識別できる可能性がある)。 イは、地番が個人情報本人開示請求の請求内 容として記載されていることを勘案すると、 開示請求者に関係する特定の土地のものと推 測できることから、開示することにより、個 人の権利利益を害するおそれがある。 よって、情報公開条例第7条第2項第2号に

							該当し、同号ただし書に該当しないため、非 開示とした。
7	2215	旭総第 1156 号 (ウ) 回答文の発送に合わせて同日中に行っています。と記載の回答文の開示。 ②同日中に行ったと記載の回答文の発送に合わせ行った回答するに関した文書の開示。 ③一…行っています。の行った先の開示と行った文書の開示	29. 12. 21	一部開示	30. 2. 22	平成 29 年 3 月 30 日付で市民 から旭区長宛に寄せられた投 書に対する回答文 (29 年 4 月 10 日付) の写し	実施機関は、平成29年11月13日付開示請求では、補正に応じないからと遅延を謀った挙句、平成29年12月21日付・旭総第1813号にて、非開示決定処分をした。同様の請求である本件では、実施機関からの補正の求めもなく、「旭総第1762号,同じく第1762号(平成29年12月21日付)にて、実施機関(旭区役所総務課所属・A)は、開示請求に係る行政文書欄に案件名を記載し、一部開示決定をした。非開示決定したこととに、整合性の無い本件処分の取り消しと、請求通りの開示を求める。
				情報公開条例第7 条第2項第2号		回答文の宛先となる個人の氏 名	は、個人に関する情報であって、特定の個人 を識別することができるものであるから、情 報公開条例第7条第2項第2号に該当し、同 号ただし書に該当しないため、非開示とし た。
8	2216	同上	29. 12. 21	一部開示	30. 2. 22	区民からの投書について(平 成29年4月10日総務課長決 裁)	実施機関は、平成29年11月13日付開示請求では、補正に応じないからと遅延を謀った挙句、平成29年12月21日付・旭総第1813号にて、非開示決定処分をした。同様の請求である本件では、実施機関からの補正の求めもなく、「旭総第1762号,同じく第1762号(平成29年12月21日付)にて、実施機関(旭区役所総務課所属・A)は、開示請求に係る行政文書欄に案件名を記載し、一部開示決定をした。非開示決定したこととに、整合性の無い本件処分の取り消しと、請求通りの

							開示を求める。
				情報公開条例第7 条第2項第2号		ア 区民からの投書全文 イ 回答文案の宛先となる個 人の氏名	アについては、投書全文中の投稿者の住所及 び氏名については、個人に関する情報であり 特定の個人を識別できるものであり、また、 投書本文については、投書の趣旨や経緯が記 載されており、投稿者の権利利益を害するお それがある。 イについては、個人に関する情報であり、特 定の個人を識別することができるものであ る。 以上から、条例第7条第2項第2号に該当す るため非開示とした。なお、同号ただし書に は該当しない。
		固定資産課税台帳には、(固定資産税の 課税は固定資産課税台帳に登録された ところに従って現況と相違の無いよう 適正に行うとの建前=固定資産税は、 固定資産課税台帳に所有者として登録 されている者を納税義務者とし、登録 された固定資産の価格を課税標準とし て課される)の下、適正な課税を実現 するために作成されているものである か貴所台帳の閲覧開示をもとめる。	30. 1. 23	一部開示	30. 3. 20	(1)土地(補充)課税台帳兼評 価調書(平成19年度から平成 29年度) (2)家屋(補充)課税台帳(平 成18年度から平成29年度) (所在はいずれも旭区白根乙 地)	開示できない物理的な理由と、法的な理由の 双方の理由を求めると共に、開示請求した文 書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを 求める。
9	2219			情報公開条例第7条第2項第2号		土地及び家屋の評価情報及び 課税情報 (不動産登記簿等で 明らかになっていないもの)	個人の土地及び家屋の評価に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、非開示とした情報のうち、所有者コードについては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性がある情報のため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。なお、同号ただし書には該当しな

							٧٠°
10	2220	固定資産課税台帳は、平成14年3月の 地方税法改正前は、納税義務者又は代 理人等の関係者がその所有する固定資 産に関する部分を見ること以外、見る ことのできない取扱いとされてきた。	30. 1. 23	一部開示	30. 3. 20	(1) 平成 29 年度土地(補 充)課税台帳兼評価調書(旭 区白根甲地) (2) 平成 27 基準年度家屋 (補充) 課税台帳(旭区白根 甲地)	開示できない物理的な理由と、法的な理由の 双方の理由を求めると共に、開示請求した文 書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを 求める。
		この地方税法改正によって、固定資産税の納税者の信頼や市町村の評価事務の適正さを確保するため、現行の固定資産課税台帳に係る情報開示制度が整備された。貴所が白根甲地について適正課税されているか確認できる文書の開示。		情報公開条例第7条第2項第2号		土地及び家屋の評価情報及び 課税情報 (不動産登記簿等で 明らかになっていないもの)	個人の土地及び家屋の評価に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を 害するおそれがあり、また、非開示とした情報のうち、所有者コードについては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性がある情報のため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないため、非開示とした。
11	2221	固定資産課税台帳は、土地課税台帳、 土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家 屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳 の総称である(地方税法第341条9	30. 1. 23	一部開示	30. 3. 20	平成 29 年度土地(補充)課税 台帳兼評価調書(旭区白根甲 地)	開示できない物理的な理由と、法的な理由の 双方の理由を求めると共に、開示請求した文 書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを 求める。
		号)。市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、これを備えなければならないとされている(同法380条1項)。各台帳の登録事項は、次のとおりである(同法381条2項~6項)土地課税台帳:登記簿に登記されている土地について、表示登記の登記事項(土地の所在、地番、地目、地積等)、所有権・質権・100年超の地上権の登記名義人の氏名・住所、価格、課		情報公開条例第7条第2項第2号		土地の評価情報及び課税情報 (不動産登記簿等で明らかに なっていないもの)	個人の土地の評価に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、非開示とした情報のうち、所有者コードについては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性がある情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しないため、非開示とした。

		税標準額白根甲地について適正課税さ れている文書の開示。					
12	2222	B旭区長は、登記簿に登記されるべき 土地が登記されていないため、又は登 記されている事項が事実と相違するた め課税上支障があると認める場合にお	30. 1. 23	一部開示	30. 3. 20	平成 29 年度土地(補充)課税 台帳兼評価調書(旭区白根甲 地)	開示できない物理的な理由と、法的な理由の 双方の理由を求めると共に、開示請求した文 書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを 求める。
		いては、当該土地の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができる。当該登記所は、その申出を相当と認めるときは、その申出に係る登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとり、その旨を市町村長に通知しなければならないとある。白根甲地について適正課税されている文書の開示。		情報公開条例第7条第2項第2号		土地の評価情報及び課税情報 (不動産登記簿等で明らかに なっていないもの)	個人の土地の評価に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、非開示とした情報のうち、所有者コードについては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性がある情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しないため、非開示とした。
13	2223	第381条市町村長は、土地課税台帳に、総務省令で定めるところによって、登記簿に登記されている土地について不動産登記法第27条第3号及び第	30. 1. 23	一部開示	30. 3. 20	平成 29 年度土地 (補充) 課税 台帳兼評価調書 (旭区白根甲 地)	開示できない物理的な理由と、法的な理由の 双方の理由を求めると共に、開示請求した文 書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを 求める。
		34条第1項各号に掲げる登記事項、所有権、質権及び100年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格(第343条第2項後段及び同条第4項の場合にあっては、当該各項の規定によって固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格)を登録しなければならないとある。白根甲地につい		情報公開条例第7条第2項第2号		土地の評価情報及び課税情報 (不動産登記簿等で明らかに なっていないもの)	個人の土地の評価に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、非開示とした情報のうち、所有者コードについては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性がある情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しないため、非開示とした。

		て適正課税されている文書の開示。					
14	2224	B旭区長は、固定資産税は、台帳課税 主義(地方税法第381条第7項)を原 則として課税することとされている が、登記簿の登記事項と現況に違い (土地滅失の原因は横浜市が搾取し た)があることを所有者に指摘され、 現地を確認し登記事項と現況に違いが あることを承知していながら、賦課期 日(1月1日)現在において、実在し ない土地についても賦課し、事実上存 在しないものであれば課税出来ません と規則がある。①白根甲地について と規則がある。①白根甲地について に課税されていない文書の開示。及び② 適正課税されていない文書の開示。	30. 1. 23	一部開示	30. 3. 20	平成29年度土地(補充)課税 台帳兼評価調書(旭区白根甲地) 「B旭区長は、固定資産税は、適別を表別では、第381条第7項とと記事ののでは、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	開示できない物理的な理由と、法的な理由の 双方の理由を求めると共に、開示請求した文 書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを 求める。
				情報公開条例第7 条第2項第2号		土地の評価情報及び課税情報 (不動産登記簿等で明らかに なっていないもの)	個人の土地の評価に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、非開示とした情報のうち、所有者コードについては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる

15 2225	B区長は、毎年3月31日までに、次の 事項を記載した土地価格等縦覧帳簿及 び家屋価格等縦覧帳簿を作成し、毎年 4月1日から4月20日又は当該年度の 最初の納期限の日のいずれか遅い日以 後の日までの間、当該市町村内に所在 する土地又は家屋に対して課する固定 資産税の納税者の縦覧に供しなければ ならない(同法415条・416条)。 をの条例がある① 土地価格等縦覧帳 簿:所在、地番、地目、地積、価格 について白根甲地等について適正に計 理されているかを確認した事が判る文 書の開示。②所属が計理を了したこ際 に了解を求め「起案し決裁した裁決文 書の写しの開示」。	30. 1. 23	一部開示	30. 3. 20	②平成29年度固定資産税・都震量と、大変を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更	可能性がある情報であるため、情報公開条例 第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただ し書に該当しないため、非開示とした。 開示できない物理的な理由と、法的な理由の 双方の理由を求めると共に、開示請求した文 書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを 求める。
---------	--	-----------	------	-----------	---	--

						が判る文書の開示。」を除く部 分)	
				情報公開条例第7 条第2項第2号		ア 冊番、納税者氏名、納税 者住所 イ 課税標準額、年税額	アは、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないため、非開示とした。イは、個人の土地の評価及び税額に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当し、同号ただし書に該当しないため、非開示とした。
16	2226	土地補充課税台帳:登記簿に登記されていない土地で固定資産税を課することができるものについて、土地の所在、地番、地目、地積、所有者の氏名・住所、価格、課税標準額・家屋課税台帳:登記簿に登記されている家屋について、表示登記の登記事項(建物の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、名称等)、所有権登記名義人の氏名・住所、価格、課税標準額について、白根甲地について適正課税されている文書の開示	30. 1. 23	一部開示	30. 3. 20	平成 27 基準年度家屋 (補充) 課税台帳 (旭区白根甲地) (「土地補充課税台帳:登記簿 に登記されていない土地でごさるものについて、土地積、所有 者の氏名・住所、価格、課刊 標準額 ・家屋課税台帳:登記簿 にで、表示登記の登記事項 (建物の所在、家屋番号、種類、所有権登記名義人の氏名・住所、価格、課税標準額について、素質記名義人の氏名・住所、価格、課税標準額について、適正課税されている文書の開示」のうち、「土地補充課税台帳:登記簿に登記されていな	開示できない物理的な理由と、法的な理由の 双方の理由を求めると共に、開示請求した文 書にかかる一部開示決定の処分の取り消しを 求める。

		い土地で固定資産税を課する ことができるものについて、 土地の所在、地番、地目、地 積、所有者の氏名・住所、価 格、課税標準額」を除く部 分)	
	情報公開条例第7 条第2項第2号	家屋の評価情報及び課税情報 (不動産登記簿等で明らかに なっていないもの)	個人の家屋の評価に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、非開示とした情報のうち、所有者コードについては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性がある情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しないため、非開示とした。

別表3 非開示決定をした案件

請求	答申		\4 \chi\2 \chi \	決定内容	⇒%=== ==	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
No.	番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	適用条項等	諮問日	非開示情報	実施機関の主な説明要旨
				非開示		土地計算・異動連絡票	平成29年5月26日にかかる処分を取り消 し、請求通り原議一式の写しを開示するよう 求める。
1	2201	土地計算異動連絡票	29. 5. 26	情報公開条例第6条第2項	29. 6. 30	_	土地計算・異動連絡票は、旭区内の宅地だけでも7万件以上存在するため、対象地の記載のない請求書の記載では文書を特定することができない。仮に対象地が審査請求人の所有する土地であったとしても、個人情報本人開示請求書に書き直す必要があり、その旨説明を行ったが、審査請求人は応じなかった。情報公開条例第6条第2項の規定による開示請求書の補正を平成29年4月28日、同年5月11日及び同月19日に求めたが、期限内に行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を示すなど補正がなされず、請求対象文書を特定できなかったため非開示とした。
		①地方税法第381条7号の詳細について開示(文書)(必要により写しの交付)②地方税法第388条第1項の実施に基		非開示		地方税法第381条7号にて請求者の土地の復元と現況前の土地白根甲地の公図写しの開示	旭税第385号(平成29年10月27日付)に かかる非開示決定の処分の取り消しを求め る。
2	2205	づいたのなら、平成10年7月31日付 文書のとおりに課税を求めると共に、 過払い金の返金額の開示 ③地方税法第381条7号にて請求者の 土地の復元と現況前の土地白根甲地の 公図写しの開示	29. 10. 27	情報公開条例第 10条第2項	29. 11. 28	-	一般に「公図」とは不動産登記法第14条第4項において「地図に準ずる図面」とされており、同条第1項で「登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。」とされている。また、審査請求人は、地方税法第381条第7項に係る公図を求めているものと

							解されるが、旭区白根甲地に関し、実施機関が地方税法第381条第7項に係る措置を申し出た事実はない。 よって、実施機関が作成し、保有する文書でないことは明らかのため、非開示とした。
		登記簿に登記されている土地について 不動産登記法第27条第3号 及び第34		非開示		土地(補充)課税台帳兼評価調書	旭税第389号(平成29年10月31日付)に かかる非開示決定の処分の取り消しを求め る。
3	2206	条第1項各号に掲げる登記事項、所有権、質権及び100年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格(第343条第2項後段及び同条第4項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格)を登録した台帳の写しの交付。	29. 10. 31	情報公開条例第6条第2項	29. 11. 28	_	開示請求書には、課税年度や対象地が特定できる所在等の記載がなかった。土地(補充)課税台帳兼評価調書は、旭区内の宅地だけでも7万件以上存在するため、対象地の記載なしに文書を特定することができない。情報公開条例第6条第2項の規定による開示請求書の補正を平成29年10月5日及び同月17日に求めたが、期限内に行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を示すなど補正がなされず、請求対象文書を特定できなかったため非開示とした。
4	2207	市民局市民情報室長から平成28年11月8日付で指摘されている未開示文書の開示について、請求人に文書を開示するべき決定通知書を「平成28年11月30日旭区役所総務課所属Aへ送付している。個人情報の漏洩である上に、未開示になっている。 「該当文書の開示。」「旭区役所B区長に限る」	29. 9. 26	非開示	29. 11. 29	市民局市民情報室長から平成 28 年 11 月 8 日付で指摘されている未開示文書の開示について、請求人に文書を開示するべき決定通知書を「平成 28 年 11 月 30 日旭区役所総務課所属Aへ送付している。個人情報の漏洩である上に、未開示になっている。「該当文書の開示。」「旭区役所B区長に限る」	旭総第 1208 号(平成 29 年 9 月 26 日付)に かかる非開示決定の処分の取り消しを求め る。

				情報公開条例第 10条第2項		_	対象文書は、平成28年11月29日に旭土木 事務所から総務課へ送付された開示等決定通 知書の原本または旭土木事務所が所管する文 書と解した。 平成28年11月29日に旭土木事務所から総 務課に送付されたのは写しであり、総務課で は原本を取得しておらず、保有していないた め非開示とした。
		旭区役所B区長所属Aは、本来は、旭 土木事務所長 所属Hは、請求者に送 付するべき開示決定通知書を「平成28		非開示		旭区役所B区長所属Aは、本来は、旭土木事務所長所属Hは、請求者に送付するべき開示決定通知書を「平成28年11月30日旭区役所総務課所属Aへ送付し受付けさせている。 処理をするにあたり「起案し決裁した裁決文書の開示請求」	旭総第1289号(平成29年10月11日付)に かかる非開示決定の処分の取り消しを求め る。
5	2208	年11月30日旭区役所総務課所属Aへ送付し受付けさせている。処理をするにあたり「起案し決裁した裁決文書の開示請求」	29. 10. 11	情報公開条例第 10条第2項	29. 11. 29	_	対象文書は、平成28年11月29日に旭土木 事務所から総務課へ送付された開示等決定通 知書の写しに関して、総務課が意思決定をす るために作成した起案文書と解される。 本件は、既に旭土木事務所で起案及び決裁が 済んでいる文書の写しを開示請求者に手渡し たものであり、総務課において改めて起案及 び決裁を行うことはしていないことから、当 該文書を作成しておらず、保有していないた め非開示とした。
6	2210	旭総第 1289 号関連 ①相違文書を送信させ個人情報の漏洩 があった。 ①項の送信文書着信履歴の開示	29. 11. 24	非開示	29. 12. 25	旭総第 1289 号関連 ①相違文書を送信させ個人情報の漏洩があった。①項の送信文書着信履歴の開示	旭土木事務所長所属がB旭区長所属(A)に送付した文書全部の開示を求める。

				情報公開条例第6条第1項第2号		_	非開示決定通知書(平成29年10月11日旭総第1289号)には「開示請求に係る行政文書」「根拠規定を適用する理由」等の各欄に様々な記載があるが、開示請求の「関連」が、記載内容の特定の箇所を指すのか、記載内容に関連した別のことを指すのか不明確なため確認する必要があった。また、「相違文書を送信させた」とあるが、旭総第1289号に関連する事務処理において何らかの相違した文書を送信させた事実はないため、確認する必要があった。以上のように、開示請求内容に不明確な点があり、「送信文書」が特定できず、したがってその「着信履歴」を表す行政文書を特定することができなかったため、平成29年10月23日及び同年11月8日に補正を依頼したが応答がなく、開示対象行政文書の特定ができ
		①地方税法第 381 条 7 号の詳細について開示(文書)(必要により写しの交付) ②地方税法第 388 条第 1 項の実施に基		非開示		①地方税法第381条第7号② 地方税法第388条第1項の実 施に基づいたのなら、平成10 年7月31日付文書のとおりに 課税を求めると共に、イ、過 払い金の返金額の開示	ル合かなく、開示対象行政文書の特定ができなかったため非開示とした。 旭税第 461 号(平成 29 年 12 月 4 日付)にかかる非開示決定の処分の取り消しを求める。
7	2211	づいたのなら、平成10年7月31日付 文書のとおりに課税を求めると共に、 イ、過払い金の返金額の開示 ③地方税法第381条7号にて請求者の 土地の復元と現況ずの土地白根甲地の 公図写しの開示	29. 12. 4	情報公開条例第6 条第1第2号	29. 12. 27	_	開示請求書の①②の記載内容では文書が特定できない。「詳細」が何を指すのか、「過払い金の返金額」について、どの場所の過払い金を指すのかを明確にするため、平成29年10月23日及び同年11月9日に補正を依頼したが、応答がなく、開示対象行政文書の特定ができなかったため非開示とした。

8 2212	B旭区長「旭総第 1289. 1405. 1540 号 関連 既に平成 28 年 11 月 29 日に個人 情報を送信させているにも関わらず、 補正などと惚け、開示行為を遅延させ ている。①平成 29 年 11 月 14 日送信枚 数については、42 枚との伝言が他所属 課から有ったが。枚数に不符号があ る。①送付させた方法の開示。②送付 させた文書の枚数。③個人情報文書を 送付させた理由及び送付させた文書の 開示。④個人情報文書を再送付させる にあたり、「起案し決裁した裁決文書の 写しの開示」。	29. 11. 30	非開示 情報公開条例第 10条第2項	29. 12. 26	B旭区長「旭総第1289. 1405. 1540 号関連 既に平成 28 年 11 月 29 日に個人情報を 送信させているにも関わらず、補正などと惚け、開示行 為を遅延させている。①平成 29 年 11 月 14 日送信枚数については、42 枚との伝言が他所 属課から有ったが。枚数に不符号がある。③個人情報文書を送付させた理由。④個人情報文書を再送付させるにあたり、「起案し決裁した裁決文書の写しの開示」。	旭総第1656号(平成29年11月30日付)にかかる一部開示決定の処分の取り消しを求めると共に、個人情報漏洩により送付させた文書と、送付させた公文書偽造の偽造。手交された文書に不符号が有る。送付させた文書(A4用紙42枚)全部の開示を求める。 対象文書は、決定通知書等の写しを旭土木事務所から総務課へ送付する理由が記載された文書と決定通知書等の写しを旭土木事務所が意思決定をするために作成した起案文書と解される。決定通知書等の写しの入手の希望を口頭で開示請求者から受けた後は、その内容を文書に記録することなく対応を行ったため、理由を記載した文書は作成しておらず、保有していないため非開示とした。また、既に旭土木事務所で起案及び決裁が済んでいる文書の写しを開示請求者に手波したものであり、総務課においてあらため、起案及び決裁を行うことはしていないため、起案文書は作成しておらず、保有していないため非開示とした。
--------	---	------------	--------------------------	------------	---	---

0	2217	B旭区長「旭総第 1156 号(ウ)の回答 文の発想に合わせて同日中に行ってい		非開示	30. 2. 22	B旭区長「旭総第1156号 (ウ)の回答文の発想に合わせて同日中に行っています。) と回答は虚言だが、反論され 8月16日午後2時18分に持参し手交した回付文書の開示。	旭総第 1813 号 (平成 29 年 12 月 21 日付) にかかる非開示決定処分の取り消しを求めると共に、「林文子横浜市長 (旭区 B 区長) が、旭総第 1156 号 (ウ) と弁明している通り、個人情報を回付したといわれている。回付した文書の開示を求めている。
9	9 2217 ます。)と回答は虚言だが、 月 16 日午後 2 時 18 分に共 た回付文書の開示。	月16日午後2時18分に持参し手交し	29. 12. 21	情報公開条例第6条第1項第2号	30. 2. 22	_	8月16日午後2時18分に何らかの文書をやりとりした事実が確認できず、「回付文書」が何の文書か不明で、対象となる行政文書が特定できない。文書を特定するため、平成29年11月20日及び同年12月6日に補正を依頼したが、応答がなく、開示対象行政文書の特定ができなかったため非開示とした。
10	2218	B区長は、納税義務者、借地借家人等の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に関する部分をその閲覧に供しなければならない(同法382条の2)。とあるにも関わらず、所属が閲覧をさせなかったことを、請求者に文書にて特益されている。其ので書かま	30. 1. 19	非開示(存否応答 拒否)	30. 3. 20	B区長は、納税義務者、借地借家人等の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に関する部分をその閲覧に供しなければならない(同法382条の2)。とあるにも関わらず、所属が閲覧をさせなかったことを、請求者に文書にて指摘されている。其の文書を裁決した事が判る裁決文書の開示。	非開示決定の処分の取り消しを求める。
		書にて指摘されている。其の文書を裁決した事が判る裁決文書の開示。		情報公開条例第9条		-	対象文書は、請求者が旭区長にあてた送付文書に対する請求者への回答書に関する文書と解される。 本件請求は、答申第1266号の2つの要件を満たしている。①一部開示又は非開示の決定を行えば、特定個人が旭区長にあてた送付文

							書及び当該送付文書に対する回答文が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示の決定を行えば、特定個人が旭区長にあてた送付文書及び当該送付文書に対する回答文が存在しないことを答えることになる。その結果、特定個人による開示請求の有無が明らかになり、本件開示請求書を開示したの
							と同様の効果が生じる。 ②特定個人が旭区長にあてた送付文書及び当
							該送付文書に対する回答文の有無は、個人に
							関する情報であって、特定の個人を識別する
							ことができるものであることから、情報公開
							条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号
							ただし書には該当しない。
							以上から、当該開示請求に係る行政文書が
							存在しているか否かを答えること自体が、情
							報公開条例第7条第2項第2号に規定する非
							開示とすべき個人情報を開示することとな
							り、存否を明らかにすることができない。
		B区長は、納税義務者、借地借家人等				B区長は、納税義務者、借地	
		から請求があつたときは、これらの者				借家人等から請求があつたと	
		に係る固定資産課税台帳に記載されて				きは、これらの者に係る固定	
		いる事項について証明書を交付しなけ				資産課税台帳に記載されてい	
		ればならない(同法382条の3)とあ				る事項について証明書を交付	
11	2227	るにも関わらず、納税者が台帳に登録	30. 1. 19	非開示(存否応答	30. 3. 20	しなければならない(同法382	非開示決定の処分の取り消しを求める。
		された自己の土地・家屋の価格(固定		拒否)		条の3)とあるにも関わら	
		資産税評価額)と同一市町村内の他の				ず、納税者が台帳に登録され	
		土地・家屋の価格を比較し、自己の価格が第二のできるかできませる。				た自己の土地・家屋の価格	
		格が適正・公平であるか否かを請求者				(固定資産税評価額)と同一	
		に確認させなかったことから証明書の				市町村内の他の土地・家屋の	
		発行が滞っているが、①所属の行為が				価格を比較し、自己の価格が	

判度に削しているか、②まけらしてい		適正・公平であるか否かを請	T
制度に則しているか。②或は反してい			
るのかが判る双方の文書の開示。		求者に確認させなかったこと	
		から証明書の発行が滞ってい	
		るが、①所属の行為が制度に	
		則しているか。②或は反して	
		いるのかが判る双方の文書の	
		開示。	
			対象文書は、特定個人が証明書の交付を求め
			た事実があること及び自己の価格が適正・公
			正であるか否かの確認を求めた事実があるこ
			とを前提として、当該対応が制度に則してい
			るか否かが分かる文書と解される。
			本件請求は、答申第 1266 号の 2 つの要件を
			満たしている。①一部開示又は非開示の決定
			を行えば、特定個人が証明書の交付を求めた
			事実があること及び自己の価格が適正・公正
			であるか否かの確認を求めた事実があること
			が明らかとなり、また、不存在による非開示
	情報公開条例第9		の決定を行えば、上記事実が存在しないこと
	条	-	を答えることになる。その結果、特定個人に
			よる上記事実の有無が明らかになり、対象文
			書を開示したのと同様の効果が生じる。
			②特定個人による上記事実の有無は、個人に
			関する情報であって、特定の個人を識別する
			ことができるものであることから、情報公開
			条例第7条第2項第2号に該当し、ただし書
			には該当しない。
			以上から、当該開示請求に係る行政文書が
			存在しているか否かを答えること自体が、情
			報公開条例第7条第2項第2号に規定する非
			開示とすべき個人情報を開示することとな

							り、存否を明らかにすることができない。
12	2228	B区長、所属は、土地又は家屋の納税者であれば、それぞれ同一市町村内の土地又は家屋の台帳をすべて閲覧することができることとした縦覧制度が有り、納税者が必要とする情報は納税義務者本人に対する開示であり、守秘義務違反に当たらないとして従来から運用上行われていたものであるが、これを法令上明確に位置付けたものであり、閲覧請求等を行える者は、納税義務者、・・・死亡した納税義務者の相続人から委任された者である。納税義務者本人に使用収益権の対象となる土地に係る部分の閲覧や固定資産税額の証明が行えるとある。貴所の閲覧や縦覧を	30. 1. 19	非開示	30. 3. 20	B区長、所属は、土地又は家屋の納税者であれば、それぞれであれば、それでますることした縦覧することができることができることがが有り、納税義務者中心としたがのより、としており、が有り、から運ががあり、としてがりないとしても明治であるがいとしても明治であるがいたものであるが、これを持ちがあり、としても明徳、大きのでは、納税義務のは、納税義務者であり、税義務者のは、がのは、対象となる土地に係るの関覧や経覧をさせない、は、対象となる土地に係るの関覧や経覧をさせない。となってもの関策をさせないる文書の開示。	非開示決定の処分の取り消しを求める。
		させなくてよいとなっている文書の開示。		情報公開条例第 10条第2項		_	対象文書は、縦覧帳簿を閲覧や縦覧させなく てもよいとなっている文書と解される。 地方税法第 416 条及び横浜市市税条例第 65 条に基づき、納税者に縦覧をさせること等に ついて規定されているが、縦覧制度について 「閲覧や縦覧をさせなくてもよいとなってい る」との規定は確認できず、対象行政文書は

							存在せず保有していないため、非開示とし た。
	2229	固定資産課税台帳には、(固定資産税の 課税は固定資産課税台帳に登録された ところに従って現況と相違の無いよう 適正に行うとの建前=固定資産税は、 固定資産課税台帳に所有者として登録 されている者を納税義務者とし、登録	た う 、 録 最 し 現 る 30.1.19 帳 た みび	非開示		(1)土地(補充)課税台帳 兼評価調書(平成18年度以 前)(2)家屋(補充)課税台 帳(平成15基準年度以前) (所在はいずれも旭区白根乙 地)	旭税第540号(平成30年1月19日付)にかかる非開示決定の処分を取り消し、平成18年度以降、平成15基準年度以降双方の現況失態までの開示を求める。
13		された固定資産の価格を課税標準として課される)の下、適正な課税を実現するために作成されているものであるか貴所台帳の閲覧開示をもとめる。(補正)開示を求める「土地(補充)課税台帳兼評価書」及び「家屋(補充)課税台帳」の課税年度は平成13~28年、及び29年度課税した分まで所在地は、横浜市旭区白根乙地である。		情報公開条例第 10条第2項	30. 3. 20	_	対象行政文書は、横浜市行政文書管理規則第 10条第4項に規定する行政文書分類表(課 等別)に基づく保存年限(10年)を過ぎて おり、廃棄済みであり保有していないため、 非開示とした。
14	2230	家屋補充課税台帳:登記簿に登記されていない家屋で固定資産税を課することができるものについて、建物の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、所有者の氏名・住所、価格、課税標準額・償却資産課税台帳:償却資産の所有者の氏名・住所、所在、種類、数量、価格、課税標準額について、白根甲地について適正課税されている文書の開示	30. 1. 19	非開示	30. 3. 20	家屋補充課税台帳(旭区白根 甲地) 「家屋補充課税台帳:登記簿 に登記されていない家屋で固 定資産税を課することができ るものについて、建物の所 在、家屋番号、種類、構造、 床面積、所有者の氏名・住 所、価格、課税標準額・償却 資産課税台帳:償却資産の所 有者の氏名・住所、所在、種	非開示決定の処分の取り消しを求める。

						類、数量、価格、課税標準額 について、白根甲地について 適正課税されている文書の開 示」のうち、「・償却資産課税 台帳:償却資産の所有者の氏 名・住所、所在、種類、数	
						量、価格、課税標準額につい	
						て、白根甲地について適正課	
						税されている文書の開示」を	
						除く部分	プロ+4++30 (M / ME) -) 1.
							家屋補充課税台帳には、登記簿に登記されて いる家屋以外の家屋で固定資産税を課するこ とができるものについて、家屋の所有者の住
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	所、氏名又は名称、所在、家屋番号、種類、 構造、床面積、価格等、登録の基礎資料とな る評価額等を登録している。
				10 7/37 2 7/3			家屋補充課税台帳を確認したが、当該所在の 家屋については登録されておらず、本件対象
							文書は存在せず、保有していないことから非
							開示とした。
		B旭区長は、固定資産税は、台帳課税				「B旭区長は、固定資産税	
		主義(地方税法第381条第7項)を原				は、台帳課税主義(地方税法	
		則として課税することとされている				第381条7項)を原則として	
		が、登記簿の登記事項と現況に違い				課税することとされている	
		(土地滅失の原因は横浜市が搾取し				が、登記簿の登記事項と現況	
15	2231	た)があることを所有者に指摘され、	30. 1. 19	非開示	30. 3. 20	に違い(土地滅失の原因は横	非開示決定の処分の取り消しを求める。
		現地を確認し登記事項と現況に違いが				浜市が搾取した)があること	
		あることを承知していながら、賦課期				を所有者に指摘され、現地を	
		日(1月1日)現在において、実在し				確認し登記事項と現況に違い	
		ない土地についても賦課し、事実上存				があることを承知していなが	
		在しないものであれば課税出来ません				ら、賦課期日(1月1日)現	

) [FF132] - O (FFF13				1.5.3.	
		と規則がある。①白根甲地について適				在において、実在しない土地	
		正課税されている文書の開示。及び②				についても賦課し、事実上存	
		適正課税されていない文書の開示。				在しないものであれば課税出	
						来ませんと規則がある。①白	
						根甲地について適正課税され	
						ている文書の開示。及び②適	
						正課税されていない文書の開	
						示。」のうち、「①白根甲地に	
						ついて適正課税されている文	
						書の開示。」を除く部分	
							請求者の指定する地番の土地については、土
				情報公開条例第			地課税台帳兼評価調書が存し、適正に課税さ
						_	れている。したがって、適正課税されていな
				10条第2項			いとする文書は存在せず、保有していないた
							め非開示とした。
		B区長は、毎年3月31日までに、次の				①土地価格等縦覧帳簿(旭区	
		事項を記載した土地価格等縦覧帳簿及				白根甲地)	
		び家屋価格等縦覧帳簿を作成し、毎年				「B区長は、毎年3月31日ま	
		4月1日から4月20日又は当該年度の				でに、次の事項を記載した土	
		最初の納期限の日のいずれか遅い日以				地価格等縦覧帳簿及び家屋価	
		後の日までの間、当該市町村内に所在				格等縦覧帳簿を作成し、毎年	
		する土地又は家屋に対して課する固定				4月1日から4月20日又は当	
10	0000	資産税の納税者の縦覧に供しなければ	00 1 10	JE88 →	00 0 00	該年度の最初の納期限の日い	
16	2232	ならない (同法 415 条・416 条)。との	30. 1. 19	非開示	30. 3. 20	ずれか遅い日以後までの日ま	非開示決定の処分の取り消しを求める。
		条例がある① 土地価格等縦覧帳簿:				での間、当該市町村内に所在	
		所在、地番、地目、地積、価格 につ				する土地又は家屋に対して課	
		いて白根甲地等について適正に計理さ				する固定資産税の納税者の縦	
		れているかを確認した事が判る文書の				覧に供しなければならない	
		開示。②所属が計理を了したこ際に了				(同法 415 条・416 条)。との	
		解を求め「起案し決裁した裁決文書の				条例がある①土地価格等縦覧	
1		写しの開示」。				帳簿:所在、地番、地目、地	

						積、価格について白根甲地等について、適正に計理されているかを確認したことが判る文書の開示。②所属が計理を了した際に了解を求め「起案し決裁した裁決文書の写しの開示」。」のうち、「②所属が計理を了した際に了解を求め「起案し決裁した裁決文書の	
				情報公開条例第7 条第2項第1号及 び第2号		写しの開示」。」を除く部分	地方税法第416条により「毎年4月1日から最初の期限の日(平成29年度は5月1日)までの間、納税者の縦覧に供しなければならない」とあるが、縦覧期間中に限り地方税法第22条の守秘義務を解除したと解されることから、期間外は縦覧に供することができない。また、個人の所有する土地の評価に関する情報であり、縦覧期間の経過後に縦覧帳簿を開示することは、個人の権利利益を害するおそれがある。以上により非開示とした。
17	2233	土地補充課税台帳:登記簿に登記されていない土地で固定資産税を課することができるものについて、土地の所在、地番、地目、地積、所有者の氏名・住所、価格、課税標準額・家屋課税台帳:登記簿に登記されている家屋について、表示登記の登記事項(建物の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、名称等)、所有権登記名義人の氏名・住所、価格、課税標準額に	30. 1. 19	非開示	30. 3. 20	土地補充課税台帳(旭区白根 甲地) 「土地補充課税台帳:登記簿 に登記されていない土地で固 定資産税を課することができ るものについて、土地の所 在、地番、地目、地積、所有 者の氏名・住所、価格、課税 標準額・家屋課税台帳:登記 簿に登記されている家屋につ	非開示決定の処分の取り消しを求める。

ついて、白根甲地について適正課税さ		いて、表示登記の登記事項	
れている文書の開示		(建物の所在、家屋番号、種	
		類、構造、床面積、名称等)、	
		所有権登記名義人の氏名・住	
		所、価格、課税標準額につい	
		て、白根甲地について適正課	
		税されている文書の開示」の	
		うち、「・家屋課税台帳:登記	
		簿に登記されている家屋につ	
		いて、表示登記の登記事項	
		(建物の所在、家屋番号、種	
		類、構造、床面積、名称等)、	
		所有権登記名義人の氏名・住	
		所、価格、課税標準額」を除	
		く部分	
			土地補充課税台帳は、登記簿に登記されてい
			ない土地で固定資産税を課することができる
			ものについて、土地の所有者の住所、氏名又
			は名称、所在、地番、地目及び地積、価格
	情報公開条例第		等、登録の基礎資料となる評価額等を記載し
	10 条第 2 項	_	た帳簿で、原則一筆ごとに作成される。
			土地補充課税台帳を確認したが、当該所在の
			土地については登録されておらず、対象文書
			は存在せず、保有していないため非開示とし
			た。

別表4 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号	諮問の報告	諮問の報告	諮問の報告		
	第一部会	第二部会	第三部会		
諮問に係る文書番号	諮問書及び弁明書 の写し受理日				
答申第2201号	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回		
平成29年度旭税第161号	平成29年6月30日				
答申第2202号	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回		
平成29年度旭総第602号	平成29年7月4日				
答申第2203号	平成29年11月28日 第309回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回		
平成29年度旭税第309号	平成29年9月20日				
答申第2204号	平成29年11月28日 第309回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回		
平成29年度旭税第337号	平成29年9月28日				
答申第2205号	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回		
平成29年度旭税第443号	平成29年11月28日				
答申第2206号	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回		
平成29年度旭税第446号	平成29年11月28日				
答申第2207号	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回		
平成29年度旭総第1663号	平成29年11月29日				
答申第2208号	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回		
平成29年度旭総第1664号	平成29年11月29日				
答申第2209号	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回		
平成29年度旭総第1760号	平成29年12月18日				
答申第2210号	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回		
平成29年度旭総第1829号	平成29年12月25日				
答申第2211号	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回		
平成29年度旭税第514号	平成29年12月27日				
答申第2212号	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回		
 平成29年度旭総第1830号	平成29年12月26日				

答申第2213号	平成30年 1 月23日	平成30年 1 月19日	平成30年 1 月18日
	第311回	第329回	第226回
平成29年度旭総第1924号	平成30年1月10日		
答申第2214号	平成30年1月23日	平成30年1月19日	平成30年1月18日
	第311回	第329回	第226回
平成29年度旭総第1925号	平成30年1月10日		
答申第2215号	平成30年3月27日	平成30年3月26日	平成30年3月15日
	第313回	第333回	第230回
平成29年度旭総第2227号	平成30年2月22日		
答申第2216号	平成30年3月27日	平成30年3月26日	平成30年3月15日
	第313回	第333回	第230回
平成29年度旭総第2228号	平成30年2月22日		
答申第2217号	平成30年3月27日	平成30年3月26日	平成30年3月15日
	第313回	第333回	第230回
平成29年度旭総第2229号	平成30年2月22日		
答申第2218号	平成30年4月24日	平成30年4月27日	平成30年4月19日
	第314回	第335回	第232回
平成29年度旭税第694号	平成30年3月20日		
答申第2219号	平成30年4月24日	平成30年4月27日	平成30年4月19日
	第314回	第335回	第232回
平成29年度旭税第698号	平成30年3月20日		
答申第2220号	平成30年4月24日	平成30年4月27日	平成30年4月19日
	第314回	第335回	第232回
平成29年度旭税第699号	平成30年3月20日		
答申第2221号	平成30年4月24日	平成30年4月27日	平成30年4月19日
	第314回	第335回	第232回
平成29年度旭税第700号	平成30年3月20日		
答申第2222号	平成30年4月24日	平成30年4月27日	平成30年4月19日
	第314回	第335回	第232回
平成29年度旭税第700号	平成30年3月20日		
答申第2223号	平成30年4月24日	平成30年4月27日	平成30年4月19日
	第314回	第335回	第232回
平成29年度旭税第700号	平成30年3月20日		
答申第2224号	平成30年4月24日	平成30年4月27日	平成30年4月19日
	第314回	第335回	第232回
平成29年度旭税第700号	平成30年3月20日		
答申第2225号	平成30年4月24日	平成30年4月27日	平成30年4月19日
	第314回	第335回	第232回
平成29年度旭税第701号	平成30年3月20日		
答申第2226号	平成30年4月24日	平成30年4月27日	平成30年4月19日
	第314回	第335回	第232回
平成29年度旭税第702号	平成30年3月20日		

	T	1	T
答申第2227号	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
平成29年度旭税第706号	平成30年3月20日		
答申第2228号	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
平成29年度旭税第709号	平成30年3月20日		
答申第2229号	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
平成29年度旭税第710号	平成30年3月20日		
答申第2230号	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
平成29年度旭税第711号	平成30年3月20日		
答申第2231号	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
平成29年度旭税第712号	平成30年3月20日		
答申第2232号	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
平成29年度旭税第714号	平成30年3月20日		
答申第2233号	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
平成29年度旭税第715号	平成30年3月20日		

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日		審	查	Ø	経	過	
令和元年8月23日 (第364回第二部会)	• 審議						
令和元年9月13日 (第365回第二部会)	• 審議						
令和元年9月27日 (第366回第二部会)	• 審議						
令和元年10月11日 (第367回第二部会)	• 審議						
令和元年10月25日 (第368回第二部会)	• 審議						
令和元年11月8日 (第369回第二部会)	• 審議						
令和元年11月22日 (第370回第二部会)	• 審議						